

学校法人中央学院役員報酬規程

(平成10年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中央学院（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の定義)

第2条 この規程における役員とは、学校法人中央学院寄附行為第5条に定める理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、法人の役員の地位についてではなく、理事会その他寄附行為に定める職務について支払うものとする。

(報酬額)

第4条 役員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬は、月額100万円とし、会議出席報酬は支払わない。
- (2) 常勤の教職員でない常務理事の報酬は、月額50万円とし、会議出席報酬は支払わない。
- (3) 常勤の教職員である常務理事および担当理事の報酬は、月額2万円とし、会議出席報酬は支払わない。
- (4) 常勤の教職員でない理事の報酬は、会議出席1回ごとに3万円とする。
- (5) 上記以外の理事については報酬を支払わない。
- (6) 監事の報酬は、学校法人中央学院監事報酬規程で定める。

2 理事会および評議員会が同一の日に開催された場合において、常勤の教職員でない理事および監事が理事会および評議員会に出席した場合には、学校法人中央学院評議員報酬規程(平成16年5月26日理事会議決)による評議員会への出席報酬は支払わない。

3 役員報酬の額は、その勤務の状況等により適当と認められる場合には、理事会の議決により、第1項又は第2項に定める額を下回ることができる。

(諸手当)

第5条 役員の諸手当は、常勤役員の通勤手当のみとする。

(支給日)

第6条 支給日は、中央学院給与規則に準ずる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金の支給については、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成16年5月26日から適用する。

附則 この一部改正は、平成18年4月1日から適用する。

附則 改正後のこの規程は、平成25年12月18日から施行する。

附則 改正後のこの規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 平成30年10月24日一部改正。改正後の規程は、平成30年9月26日から適用する。

附則 この規程は、令和元年11月27日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年7月26日に一部改正し、改正後の規程は、令和5年9月1日から施行する。

学校法人中央学院監事報酬規程

(令和5年7月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法における学校法人に対する監事の役割の重要性及び機能強化を受けて、学校法人中央学院の監事に対する報酬の支払いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 監事は、私立学校法及び学校法人中央学院監事監査規程に定める業務等を行うため、原則年36日出校する。

2 前項の出校には、監事業務を遂行する上で必要な研修会参加及び付属高等学校への監査等の業務が含まれる。

(報酬)

第3条 報酬は、監事が前条に定める業務を行うため、原則年36日出校する職務に対して支払う。

2 前項の報酬については月額10万円とする。

3 法人（中央学院大学）及び付属高等学校への交通費は支給しない。

4 年36日を超えて出校する場合は、14日を限度とし、1日につき3万円を一括して支払う。

(旅費)

第4条 監事が第2条第2項の業務を遂行する上で、一時その在勤地を離れる場合は、「学校法人中央学院出張旅費規程」に基づき旅費を支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を得て行なう。

附則 1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附則 2 第2条第1項については令和6年度から適用する。

学校法人中央学院役員退職慰労金規程

(平成9年1月28日制定)

(目的)

第1条 この規程は、常勤の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の退職慰労金について必要な事項を定めるものとする。

(退職慰労金の支給)

第2条 役員の退職慰労金は、在任中の功労に報いるため、役員が退任したときに本人に支給する。ただし、死亡による退任の場合には遺族に支給する。

2 退職慰労金を受けることの出来る遺族の範囲は次のとおりとする。

配偶者及び子

3 前第1項の規定にかかわらず、学校法人中央学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第11条の規定により解任されたものには支給しない。

(支給基準)

第3条 役員の常勤の期間（専任教職員の身分にあった期間を除く。）に対する退職慰労金は、常勤を退任した日におけるその者の報酬月額に、役員を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に在任期間を乗じて得た額とする。

(1) 理事長 1年につき100分の140

(2) 常務理事 1年につき100分の120

(3) 常勤監事 1年につき100分の100

2 本規程制定日現在、非常勤の役員のうち、過去に常勤の期間（専任教職員の身分にあった期間を除く。）のあった者に対する退職慰労金は、基準報酬額を100万円とし、基準報酬額に前項各号に掲げる区分に応じ、その割合を乗じて得た額に在任期間を乗じて得た額とする。

(退職慰労金の最高限度額)

第4条 前条の規定により算出した退職慰労金の額が、役員の退任の日における報酬の月額に50を乗じて得た額を超える時は、前条の規定にかかわらず、その50を乗じて得た額を限度とする。

(在任期間の計算)

第5条 在任期間の計算は、常勤の役員としての就任から退任までの年数とし、在任1年未満の月数については、その月数を12で除して計算し、1ヶ月未満の日数は、1ヶ月として計算する。

(退職慰労金の端数)

第6条 第3条の規定により計算された退職慰労金の額に1万円未満の端数が生じた時には、1万円を切り上げることとする。

(特別功労金)

第7条 在任中、特に功労のあった役員に対しては、退職慰労金の他に特別功労金を支給することができる。

2 特別功労金の額は、第3条の規定により算出された額を限度とし、理事会において決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 1 この規程は、平成9年1月28日より施行する。

附則 2 この規程は、平成8年12月1日より適用する。

附則 この規程は、令和元年11月27日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

学校法人中央学院特別功労金規程

(平成9年1月28日制定)

(目的)

第1条 この規程は、非常勤の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び寄附行為第24条に定める学院長及び顧問の特別功労金について必要な事項を定めるものとする。

(特別功労金の支給)

第2条 特別功労金は、その在任期間中、特に功労が顕著であった者に対し支給することができる。

(特別功労金の決定)

第3条 特別功労金の支給については、この規定に基づき、理事会で決定する。

(規程の改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、平成9年1月28日より施行する。

附則 この規程は、令和元年11月27日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。